

筑後市観光協会サポーターズクラブ 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による観光振興、ホスピタリティ向上を図るとともに、筑後市観光協会（以下、観光協会）の事業の円滑化、及び更なる観光客誘致による地域経済の活性化を目的とし、筑後市観光協会サポーターズクラブの設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものである。

(活動内容)

第2条 筑後市観光協会サポーター（以下、観光サポーター）は観光協会と連携し、次の事項について自主性に基づく活動を行うものとする。

- (1) 観光協会が筑後市内外で行うイベントなど観光事業への協力。
- (2) 筑後市内の魅力、地域資源等の情報発信、PR活動への協力。
- (3) その他、筑後市の観光振興に資するための事業への協力。

(登録資格)

第3条 観光サポーターの登録資格は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 観光サポーターとして活動する意欲のある者。
- (2) 18歳以上であること。ただし、18歳未満であっても、保護者の同意があれば登録できるものとする。

(登録手続)

第4条 観光サポーターとして登録を希望するものは、筑後市観光協会サポーターズクラブ登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、観光協会に提出するものとする。

- 2 18歳未満の場合、筑後市観光協会サポーターズクラブ保護者同意書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、登録申請書とともに観光協会に提出するものとする。
- 3 観光協会は、登録申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認められるときは、観光サポーターとして登録するものとする。
- 4 観光協会は、前項により観光サポーターを登録したときは、登録者に対し、登録した旨の連絡を行う。

(登録期間)

第5条 観光サポーターの登録期間は、登録取り消しの申出があるまでとする。

(登録の変更)

第6条 観光サポーターは登録申請書に記載した登録内容に変更が生じた場合、観光協会へ変更の内容を連絡するものとする。

(報酬等)

第7条 観光サポーターに対して、活動内容に応じて報酬を支給する場合がある。観光協会は募集の際に、募集内容とともに支給額についても連絡する。

(登録の取り消し)

第8条 観光サポーターが、次に掲げるいずれかに該当する場合は、観光協会はその登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から、登録辞退の申し出があったとき。
- (2) 観光サポーターに公序良俗に反する行為、又は観光サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 長期にわたり連絡不能となったとき。
- (4) その他、この要綱のいずれかに違反したとき。

(公益に伴う義務)

第9条 観光サポーターの活動に際し、観光サポーターは次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 安全及び衛生の確保に配慮すること。
- (2) 公共の利益に反し又は反するおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (5) 観光サポーターの活動において知り得た情報を、他に漏らさないこと。

(事故補償等)

第10条 観光サポーターは、活動中の事故に備え、活動内容に応じて保険に加入するものとし、その加入費用の負担及び加入手続きは観光協会が行うものとする。観光協会は募集の際に、募集内容とともに補償についても連絡する。

2 観光サポーターの活動中の事故に対する補償は、前項に記載する範囲内とする。

(登録情報の保護)

第11条 観光協会は、観光サポーターに関する登録情報を他に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。